

皆様からご協力いただいた会費が稻沢市の地域福祉活動を支えています。

# 令和6年度 社協会員加入のお願い

社会福祉協議会は、行政機関、地域組織、ボランティア、市民の皆様と協働して「地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち」を目指して、地域福祉の推進に努めている公共性の高い民間の福祉団体です。

社会福祉協議会の活動は、市からの委託金、赤い羽根共同募金の配分金のほか、市民の皆様をはじめ、各法人様や施設様などからご協力いただきます会員会費によって支えられ、地域福祉をすすめるうえで、この会員会費の財源は大きな柱となっています。

今後、ますます複雑、多様化する福祉ニーズに応えていくためには、法律では行き届かないきめ細やかな活動が必要となってまいります。その活動の実現には、地域に住む皆様のご協力がなければすすめられません。1人でも多くのかたに本会の活動趣旨にご賛同いただき、会員加入にご協力ををお願いいたします。



## 社協会員の種類と会費額

■一般会員(1世帯)	500円以上
■賛助会員(1世帯)	1,000円以上
■特別会員(1世帯)	10,000円以上
■法人会員	2,000円以上
■施設会員	2,000円以上
■職域会員	1,000円以上

## 会費の納め方について

### 《一般世帯のかた》

各行政区の区長様、組長(班長)様を通じて、加入のご協力をお願いさせていただきます。

### 《法人・福祉施設のかた》

このチラシと共にお届けします「振込用紙」を用いて、指定口座に会費をお振込みいただかずか、本会までご連絡いただければ職員がお伺いします。

※振込手数料は本会が負担します。

## 社協会員とは？

社会福祉協議会の事業にご理解いただき、年度毎に会費を納めていただくことにより、地域福祉推進に必要な資金を支援いただけるかたのことです。

## 会員加入は強制ですか？

決して強制加入ではありません。加入はあくまでも任意となります。皆様からお寄せいただいた会費が地域福祉活動を支える貴重な財源となりますので、趣旨や事業をご理解の上でご支援ご協力をよろしくお願いいたします。